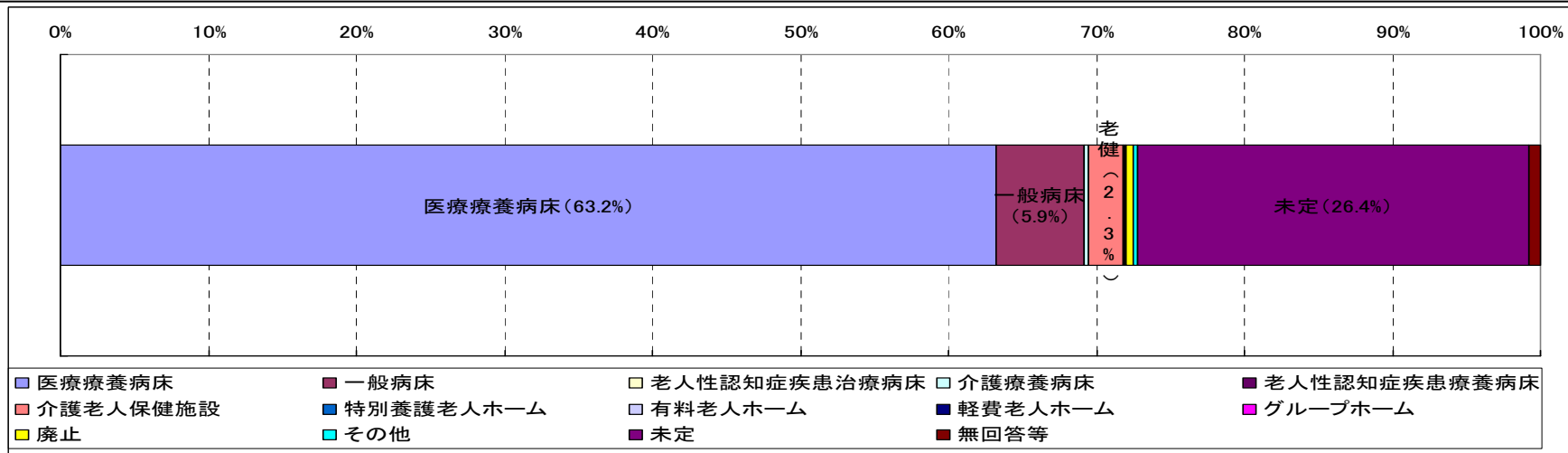
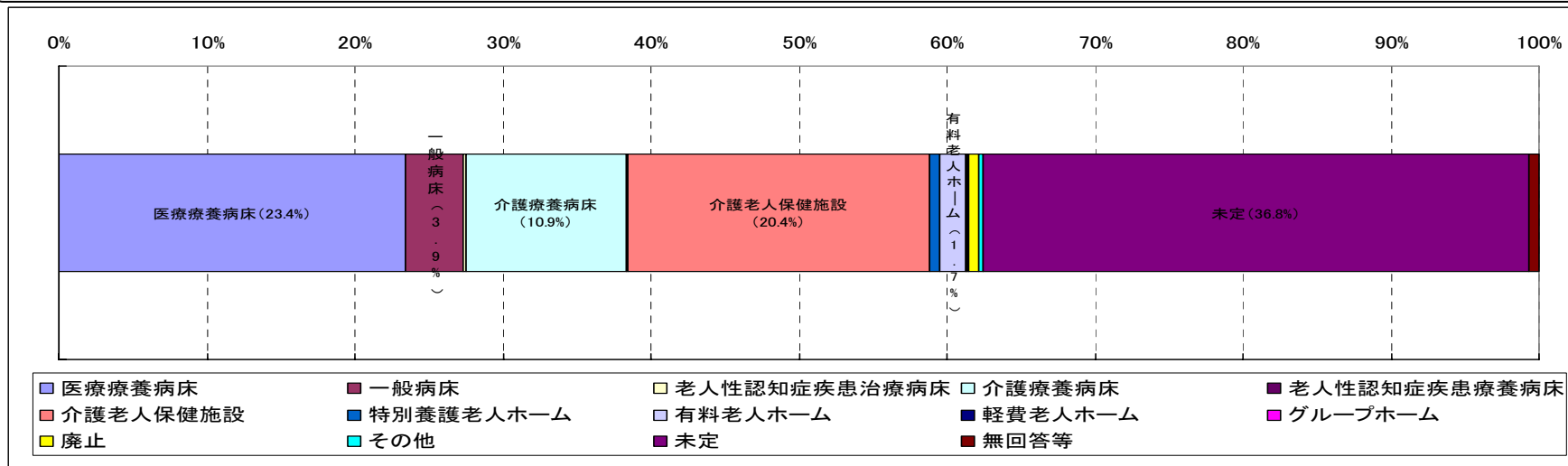


(6) 医療療養病床・介護療養病床の転換意向

医療療養病床の転換意向は、医療療養病床にとどまるが140,623床(63.2%)、一般病床へ13,149床(5.9%)、介護老人保健施設へ5,181床(2.3%)であり、未定は58,788床(26.4%)であった。



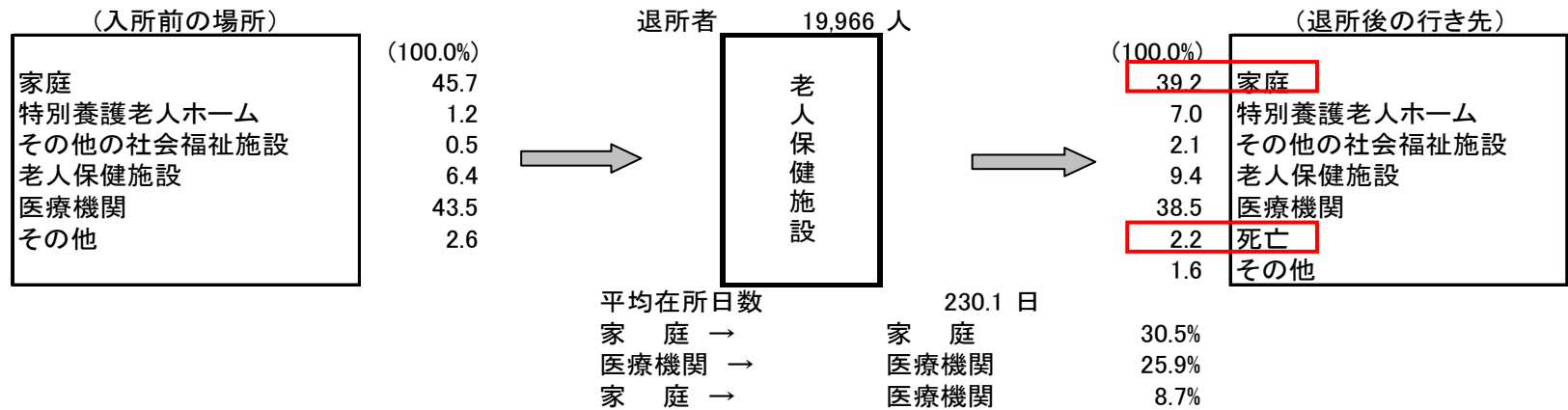
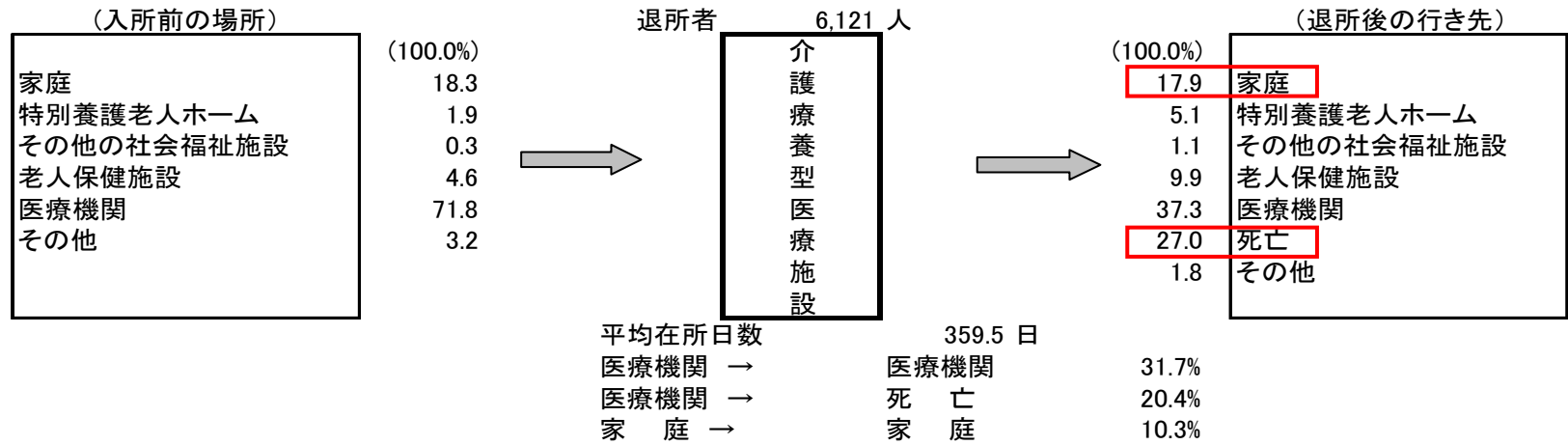
介護療養病床の転換意向は、医療療養病床へ27,208床(23.4%)、介護老人保健施設へ23,681床(20.4%)、平成23年度まで介護療養病床にとどまるが12,607床(10.9%)であり、未定は42,756床(36.8%)であった。



(出典:「療養病床アンケート調査」(厚生労働省老健局 平成19年3月))

(7) 療養病床及び老人保健施設における入退所の状況

- ・介護療養型医療施設では、18%が家庭復帰し、27%が死亡退所している。
- ・老人保健施設では、39%が家庭復帰し、死亡退所は2%である。



（出典：「平成15年 介護サービス施設・事業所調査」（厚生労働省老健局 平成15年9月））

(8) 介護療養型医療施設・老人保健施設における夜勤の人員配置基準

現行の老人保健施設の夜勤の人員配置基準では、医師及び看護職員が配置されていない場合も認めている。

	介護療養型医療施設		老人保健施設	
	人員基準	夜勤基準	人員基準	夜勤基準
医師	3以上 48:1以上	〔病院の場合〕 当直が必要	常勤1以上 100:1以上	—
看護職員	6:1以上	30:1以上 最低2以上 うち1人は看護職員 夜勤職員1人当たり 月平均夜勤時間数 は64時間以下	3:1 (うち看護2/7程度)	施設につき2以上 (40人以下の施設 で、常時連絡体制を 整備しているものは 1以上)
介護職員	6:1以上		3:1 (うち介護5/7程度)	

介護療養型医療施設		単位数	病棟単位の夜勤職員の配置	月平均夜勤時間数
夜間勤務等 看護加算	I	23単位	看護職員が15:1以上(最低2人以上)	72時間以下
	II	14単位	看護職員が20:1以上(最低2人以上)	
	III	7単位	看護職員＋介護職員が20:1以上 (最低2人以上、うち1人は看護職員)	